㈨　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。

㈠　受注者は、業務処理報告書の作成にあたり、実施した内容が確認できる資料、出勤簿及び給与支払明細書等の帳票類（電子データを含む）について整理し、保存するものとする。

㈡　受注者は、エにおいて整理した資料について、監督官が作業場所に出向き確認を行う場合にはこれに協力するものとする。

㈢　経費（航空運賃、日当、宿泊費、交通費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、後日精算するものとする。

㈣　精算に係る書類については３ヶ月毎に取りまとめ、速やかに監督官に提出するものとする。（１月から３月分については３月中に提出すること。）

㈤　ハワイ及びグアムにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

㈥　受注者は、監督官の指示により、本業務の履行に支障がないよう業務内容の引き継ぎを受けるものとし、次年度の受注者が決まった場合には、必要な業務内容の引き継ぎを行うものとする。

㈦　検査は、地方協力局地方協力企画課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

⑶　履行期限　平成29年３月31日まで

2　申請の時期

平成27年12月25日から平成28年１月13日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成27年12月25日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（平成28年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務）」（以下「申請書」という。）は、平成27年12月25日から　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１防衛省大臣官房会計課契約係　電話03―3268―3111（内線20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。（イ及びウについては、どちらか一方を有していればよい。）

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。

ウ　防衛省から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として地方防衛局に競争参加を希望していること。

エ　地方防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　競争参加者の資格に関する公示（平成26年11月４日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。

カ　その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

キ　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４⑴イ又はウの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イ又はウの決定を受けていない構成員が上記４⑴イ又はウの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イ又はウの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イ又はウの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　共同体の名称は、「平成28年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務○○・○○共同体」とする。

⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成27年12月25日付支出負担行為担当官防衛省大臣官房会計課会計管理官）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

池子米軍㉗家族住宅等基本設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 27 年 12 月 25 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　土本　英樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　業務概要

⑴　業務の名称　池子米軍㉗家族住宅等基本設計（電子入札対象案件）

⑵　業務内容　本業務は、米軍家族住宅及びその支援施設の整備に係る建物、工作物等の基本設計及び工事施工計画等の検討の補備を行うものである。

ア　基本設計

・建築（意匠・構造）家族住宅171戸（総延べ面積約26,100㎡）、支援施設（総延べ面積約27,400㎡）

・設備（計画建物の電気、機械及び通信設備並びに受電施設、通信施設及び配電計画図等）

・土木：

・ループ橋に係る土質調査及び基礎・構造等検討

・給水施設，汚水排水、雨水排水補備検討（経路、容量計算等）

イ　仮設計画

・建物等新設・既設建物解体

・ユーティリティ

・ループ橋

ウ　工事施工計画等（施工方法、工程、概算工事費等）の検討

・建物等新設・既設建物解体

・ユーティリティ

・ループ橋

・調達資材等・産廃処理の計画、環境保全対策等

⑶　履行期限　平成29年３月31日まで